

○ 選挙運動について

選挙運動とは、「特定の選挙で、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得さしめな
いために、直接又は間接に働きかける必要かつ有利な行為をすること」と言われています。

なお、選挙運動は、立候補の届出が受理された時から、投票日の前日までの間に限り行うこ
とができますが、立候補届出前はすべての選挙運動(いわゆる事前運動)が禁止されています。

○ 候補者のできる文書・図画による選挙運動

候補者のできる文書・図画による選挙運動は、主に次のものに限られておりますが、規格、数
量、使用方法などに制限がありますので、ご注意願います。

(1) 選挙運動用通常葉書

郵便局から「選挙用」の表
示を受ける必要があります。
なお、候補者1人につき、町
長選挙は2500枚まで、町議
選挙は800枚までと制限され
ています。

(2) 選挙運動用ビラ

頒布ビラがある場合は、事
前に選挙管理委員会へ届け
出し、証紙の交付を受ける必
要があります。なお、町長選
挙のみで、候補者1人につき
2種類以内5000枚までと制限
されています。

(3) 選挙事務所の看板類

ちょうちんは1個。ポスター、
立札、看板の類は通じて3個
まで表示可能です。

(4) 選挙運動用自動車

ちょうちん、ポスター、立札
及び看板類の掲示が可能です。
なお、使用する自動車に
ついては、警察署へ届け出し、
許可を得る必要があります。

(5) 候補者及び運動員

候補者はたすき、胸章及び
腕章を使用できます。また、
自動車に乗車及び街頭演説
に従事する者は、腕章を着
用する必要があります。

(6) ウェブサイト等の利用

ホームページ、ブログ、SNS
等を活用できます。ただし、
電子メールを利用した文書図
画の頒布については、候補
者・政党等に限られます。

○ 言論による選挙運動

言論による選挙運動として、主に次のような選挙運動が認められていますが、方法、時間など
に制限があります。

個人演説会

- 政見発表や投票依頼の
ため有権者を集め、候補
者自らが演説会を開催し
ます。

街頭演説

- 選挙管理委員会から交
付された標旗を掲出し、
演説します。なお、走行、
歩行演説は禁止されてい
ます。

連呼行為

- 午前8時から午後8時まで
で、選挙運動用自動車の上
で、街頭演説等の場所に
限ります。学校や病院
等の周辺は静穏の保持
に努めなければなりません。

○次のような選挙運動は、誰でも行うことができます。

- (1) 電話による投票依頼
- (2) たまたま会った人に対する投票依頼
- (3) 会社や工場の休み時間等で、たまたま集まっている人を対象に行う演説

○禁止されている主な選挙運動

次のような行為は、禁止されています。

× 戸別訪問の禁止

選挙区内の人の家庭、会社等を戸別に訪問し、特定の候補者の氏名をあげて、投票を依頼、または、投票しないことを依頼すること

× 署名運動の禁止

選挙区内の人に対し、投票を依頼、または、投票しないことを依頼するために後援会への加入などの名目で署名を集めること

× 人気投票の公表の禁止

どの候補者が選挙で当選するかを予想し、その経過や結果を公表すること

× 飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して、どんな名目でも飲食物を提供すること。ただし、選挙運動員等への茶菓子や弁当等の提供は、一定の制限の中で提供可能

× 氣勢を張る、又は、連呼行為の禁止

選挙運動のために、自動車を連ねたり、サイレンを吹鳴したり、連呼行為をすること。ただし、個人演説会場、街頭演説の場所等、選挙運動をすることが認められている場所での連呼行為は可能

× 買収、供応

特定候補者の選挙運動の目的で、有権者等に金銭や物品を与えたり、供応接待すること

○禁止されている政治活動

政治活動とは、政治上の主義施策を推進し、支持し、若しくは反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為から、選挙運動にわたる行為を除いたものをいいます。

なお、選挙時の政治団体による政治活動は、選挙期日の告示の日から投票日当日までの間次のように規制されます(記載する規制行為は、町長選挙、町議会議員選挙に適用)。

- (1) 連呼行為
- (2) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物(職員居住用及び公営住宅を除く。)における文書図面の頒布
- (3) 掲示又は頒布する文書図面への候補者の氏名又は氏名類推事項の記載

※選挙期日の告示の前に掲示した政治活動用ポスターに、その氏名又は氏名類推事項が記載された者が当該選挙の候補者となったときは、候補者となったうちに当該ポスターを撤去しなければなりません。